

4月から南本町、新道地区の一部で下水道が供用開始されます

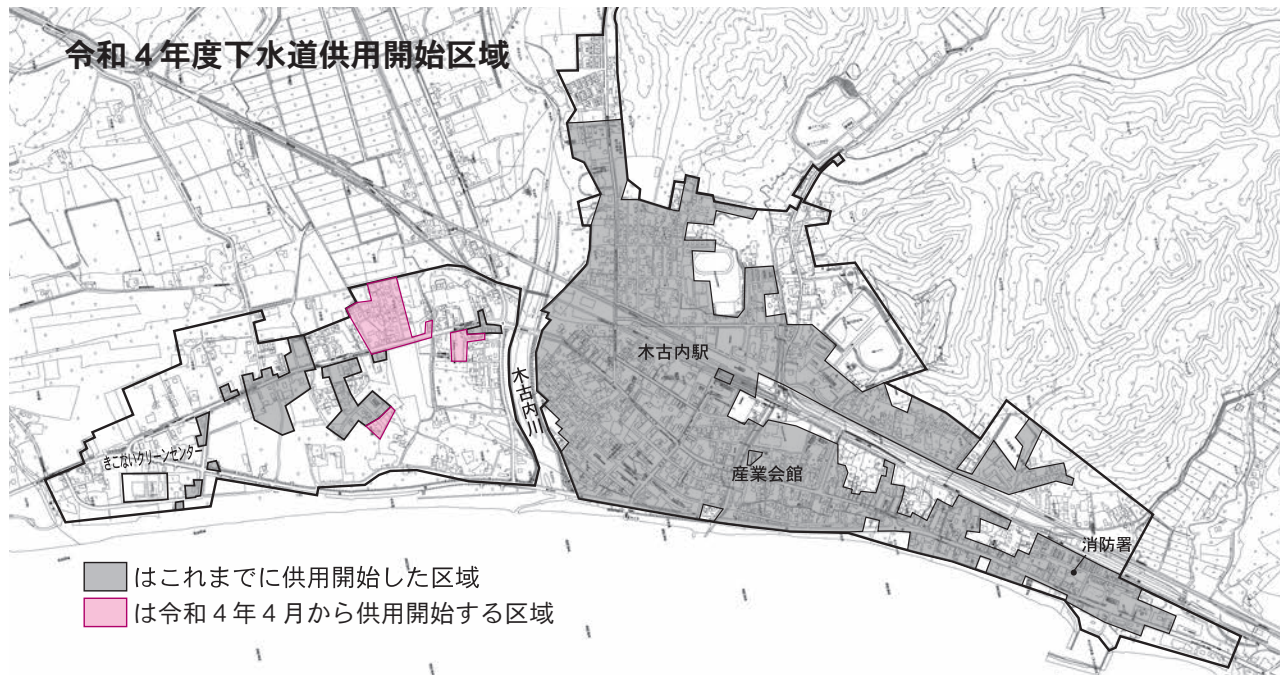
下水道の早期接続にご協力をお願いします

平成17年4月から一部の地域で供用開始した下水道は、令和4年3月末現在で776戸（供用開始区域にある世帯の約66%）の家庭で接続し、使用いただいています。

4月からは、さらに下図で供用開始となりますので今後もさらなる接続にご協力をお願いします。

また、下水道を接続するための補助金や資金の融資をあっせんする制度は、供用開始区域になってから、3年を経過すると利用できなくなりますので、早期の接続にご協力をお願いします。

下水道に関することで不明な点がある場合は、下記までお問い合わせください。



～住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金～ 確認書の返送・申請お忘れなく（再掲載）

世帯全員が令和3年度の「住民税が非課税」であり、課税されている他世帯の家族に全員が扶養されている世帯を除く（住民税非課税世帯）

令和3年度の住民税が課税された世帯であったが、令和3年1月以降に住民税非課税基準額相当まで「世帯全員の収入が減少した」世帯（家計急変世帯）

すでに、対象となる可能性がある世帯に2月9日（水）に緑色の封筒で「確認書」を送付しています。

内容をご確認し、必要事項をご記入の上、必要に応じて書類を添えて、同封の返信用封筒にてご返送ください。

受給を希望されない方は、確認書において「受給しません」にチェックの上ご返送ください。

返送期限：5月9日（月）まで

令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員の年収見込み額（任意の1ヶ月の収入×12倍）が住民税非課税基準額を下回る場合は、役場窓口にて備えている「申請書」をご記入の上、必要書類を添えて申請してください。

※令和4年度住民税確定後は、年収見込み額ではなく課税所得で判定します。

申請期限：9月30日（金）まで

※詳しくは町ホームページまたは役場町民課住民グループ福祉年金担当窓口までお問い合わせください。